

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は、10名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

(議長)

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、発議、議案第4号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

おはようございます。議案第4号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、平成26年度介護給付費負担金等返還に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ992万円8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,426万5千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

おはようございます。

議案書49頁の補正予算構成表でご説明致します。諸支出金償還金、事業名は平成26年度介護給付費負担金等返還でございます。補正額は992万8千円、財源は全額一般財源で

繰越金を充当するものです。

補正理由ですが、介護保険の財源である公費負担は毎年度終了後、精算事務が行われるため過不足が生じます。平成26年度公費の精算事務の結果、受領済み額を下回る決算額となり、返還金が生じたので補正をお願いするものでございます。返還金の内訳ですが、国に対する返還金が374万5千円。道に対する返還金が82万3千円、支払基金に対する返還金が536万円でございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

おはようございます。

今、補正予算の中身、説明頂きました。須らく介護の事業はこの特別会計の中で色々先程ありました部分で通っております。それで少しちょっと中身について、何点かお聞きしたいと思います。

あの今説明ありましたが、特に今年は介護保険法が改正といいますか、大きく変わって、4月から既に実施した部分、それから8月からの部分、更には、来年、再来年あの総合事業という事で年次きって、月きって色々動いているので非常に分かりづらい。ですから補正に出てくる以外にも色々な動きがあるという事でちょっとお聞きします。

まず1つ、4月からの部分で色々ありますが特養が入所者が要介護3以上という事になりました。それで新規の部分の、要介護1・2が今どういう風にやっぱり直接施設の関係ではあります。介護保険事業という事で今この審議もしておりますので、1・2、要介護1・2に関してどのように押さえていらっしゃるかお聞きしたいと思います。これが1つ。

2つ目、もう1つ、8月からの部分がありますが、費用負担、あの在宅サービスの利用者とか施設サービスの利用者、今まで1割負担だったのが所得によって2割負担に8月からなっております。この点江差町として押さえている部分、ちょっと教えて頂きたいと思います。

3つ目、これも8月からですが施設入所、あの介護施設などですね老健とか、施設入所の場合いわゆる部屋代といいますか、居住費という言い方してありますが、それから食費。この部分あの一定の所得低い方は補助、まあ補足給付と言いつつありますが、これも見直しされて一定

の所得ある方、預金もある方も含めて、確かあれタンス預金も含めてでしたか、えらい厳しいですが、その方の場合は補足給付、先程言った居住費・食費の部分については、外されるという部分が出てきますが、これも状況を押さえていけばちょっと教えて頂きたいと思います。

あと最後、今年来年の状況見ながら江差町の場合は西暦でいうと17年の4月から、いわゆる総合事業、要支援の1・2のヘルプ、デイが今度、何て言っているのでしょうか、ボランティアだとか、NPOとか、そこにやんなさいという事になっております。でその点今、もういわば1年半です、1年半といっても、もう実施の事考えれば1年と思っただ方がいいのかも知れませんが、今江差町として簡潔であの宜しいので、どういう準備状況といえますか、対応になっているのか、お聞きしたいと思います。以上。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

小野寺議員から4点の質問がありましたので、順次あのお答えしたいと思います。

まず1問目の特養の関係でございます。新規の、27年4月からは新規に入所される方は、まあ要介護3以上という事になっております。で実際あの事務的な流れとしましては、施設に申込に行った場合、新規の方で申込に行った場合、その方の持っている介護度が、介護1若しくは介護2の場合がであった場合に関しましては、施設の方で申請書の写しとあと特例入所の理由書というものをつけて役場のあの意見を求めるというような形になっております。でその申請書がきた段階で、役場の方としては一定の指針に基づき市町村の意見をあの施設の方にお返しするという形で、あくまでも入所に関しては施設の方での判断という形で取り進めている所でございます。

2点目の自己負担、サービス利用の自己負担の割合が一定の所得者以上に関しましては、1割から2割になるという点の事でございますが、まず介護認定をされている方、サービスの利用の有無にかかわらず、全員に負担割合のお知らせをしている所でございます。今回その2割になった方は、12名という風に聞いております。送られて来たものに対して問い合わせがあった場合にはその分その事に関しての、あの回答をしているというような状況になっております。

3番目の施設入所若しくは、あとショートステイ等のあの部屋代・食事代の関係の補足給付の関係でございます。今までの中身であれば、所得の条件でのみ、あの決定をしていた所でございますが、8月からは所得要件に資産要件がプラスされるという事で、現時点で150名の方が申請をしております。でその中で却下された方は17名という事で、それぞれの理由に関しましてはちょっとあの細かい数字は無いのですが、今までの所得要件プラス資産要件で却下になったという風に、ご理解頂ければと思います。

それと4点目の総合事業の関係でございます。小野寺議員、その要支援の1・2の方のホームヘルパーとデイサービスのものが、29年以降変わってくるという事で、あの特にスムーズに移

行できるのかという事で非常にご心配されての質問かという風に思います。で江差町は、あの経過措置を利用して29年4月までには開始をしたいという事で進めている所でございます。27年3月には、ケアマネージャーが居る居宅介護支援事業所及び訪問介護、通所介護の事業所を対象に説明会を行っております。その時にはあの制度の概要と26年12月時点での要支援認定者のサービスの状況等のお話をさせて頂いております。国が示す基準、若しくは多様なサービスをどのように進めていくかという事に関しましては、内部で検討をしている所でございますが、あの受け皿先、受け入れ先等の具体的な検討まではまだ至っておりません。先行している自治体等の情報収集を進めながらそれぞれの基準、若しくは料金設定だけでなく、現在ある資源をどのように活用していくのかという事も含めて、検討を進めて参りたいと思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、あの最初の3点についてはわかりました、というかあまり押さえて押さえてない部分もあります。あの事務的にはきっと色々押さえているのかもしれませんが。いずれにしても一定の人達には大変な負担がかかっていると、それから色々な入所が大変きついなという部分が出ているのが、ある意味1・2・3の内容だったんです。昨日の質問にも繋がりますが。

それで再質問。町長あのだいぶ押さえていらっしゃると思いますが、4番目のその総合事業については簡単に言っちゃえば、要支援の1・2まあ軽い方ですね。要支援の1・2の仕事については、少なくとも後2年後、1年半後には大変、国の単価、国といいますか国からくるお金が今年でも、もう2割減っているのです。今年でも既に2割減っているのです。で多分もっと減るでしょう。ですから事業所がやっていけなくなっちゃう。ですからどう考えても今の国のやり方で、今までの事業所が出来ないのでボランティアとか、果たして本当に出来るのかという事で、事務段階の検討もあるかも知れませんが、やはり私2つだと思っんです。1つはやはり国に対してこんなやり方やめなさいと、あの町村会等にでも申し入れる。総合事業そのものがやられたとしても単価を引き下げると、やれるお金をちゃんと保障しなさいという事と、もう1つは先程、課長答弁ありましたが地元でギリギリ何やれるかという事を本当に担当課任せではない、地域の力、本当に引き寄せるとすれば本当に大変な事だろうと思っんです。これも町長、先頭をきってやって貰いたいと思っんですが、その点ちょっとお聞きしたい。

で最後にやはり最後は現行サービスを低下させない。今の状況で言いますと単価が下げられてしまったら、今まで受けていた要支援1・2のヘルプサービス・ディサービスがもう出来ないのはもう目に見えている。そんな事をさせないという事ははっきりと私、あの町長の責任で進め

て頂きたいんですよ。改めてその点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

小野寺議員のご心配、非常に良くあの痛感するところでございます。現行サービスを低下させないよという事で、中身的なもの、実際に今受けているサービスの中身とこれから変わっていく部分をどのようにあの評価検討していくのかというの大きいところだと思います。あの実際には生活援助の部分が、今回は地域支援事業に変わっていくところで、本当にあのサービスとしてどの程度まで適応していくのかというところを上手く考えていかなければ難しいところがあるかなと思います。

事業所がやっていけなくなるという所も非常に難しいところかなと思いますが、実際にあの江差町の場合、昨日もお話しましたが、看護師の不足だけでなく、介護を担う方達の人材の不足も出てきます。その部分をあの介護の介護サービスの出来る専門職だけに全てを任せていけるのかというところを地域の中でも考えていく事が必要なのかなという風に考えておりますので、皆さんのあの議員の皆さん及び地域の皆さんのお力を借りながら良い方向に向かうように検討して参りたいと思っております。

「小野寺議員」

町長、副町長どうです。

(議長)

副町長、補足ある。「副町長」。

「副町長」

小野寺議員、あのおっしゃるのはまあ、国の制度設計がいわば在宅福祉という事に着眼して色々制度設計がこうされてきて、でもそのいわばこの地域支援事業の展開にあたっては、まさしく、うちの担当課も地域に入りながらも色々諸事情、地域事情も把握に努めている最中ございまして、十分あの思いの分はわかるつもりでございますが。そこには人手の問題や、色々な問題も絡むというふうに思います。あの今日ご意見頂いた部分十分参考にさせて頂きながら担当課と私もあの直接聞いてございますので、それらをちょっと検討材料にしていきたいという風に思います。宜しくお願いします。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、可決されました。

(議長)

日程第2、議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正につきましては、配水区域拡張のための所要の経費の補正を行うものであります。資本的支出の予定額を2億8,154万円と定めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、

宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

おはようございます。平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)に、の内容につきましては、私の方からご説明申し上げます。議案書の59頁、それから資料の31頁になってございます。

今回の補正につきましては、昨年度作成致しました水道ビジョンにも記載しております給水量の減少に伴う施設の再編、統廃合に向けた取り込みの一つでございまして、これまでサダサ川高区系で給水しておりましたエリアをダム系高区で給水可能とするバイパス管の整備を行うものでございます。これによりましてサダサ川高区浄水所につきましては、休止が可能となります事でありまして年間の浄水場の運転維持管理費に、費が、200万程度削減が見込まれるものでございます。以上ご審議の上議決くださいますよう、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第3、議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから、日程第5、議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの3案について、これを一括して議題と致します。

一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について並びに議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

以上の3議案につきましては、いずれも、組合を構成する団体が加入又は脱退するにあたり、規約の変更について地方自治法第286条第1項の規定により、組織する全団体との協議が必要となったため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それではあの私の方から説明をさせて頂きたいという風に思います。議案書につきましては61頁から66頁になります。

今回あの議案として提出致しました3つの組合規約についてでございますけれども、議案第6号から第8号に共通して変更されるものにつきましてはですね、各々6団体が解散、脱退を致しまして1団体が新たに加入するという内容であります。

併せまして議案第8号の総合事務組合の中ではですね、共同処理する事務の構成団体にも変更が生じたものでございます。

またあの議案第6号の町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、文言整理も同時

に行われているという内容でございます。以上であります。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。  
議案第6号から議案第8号までについては、討論を省略し、直ちに採決したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。  
議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案に賛成  
の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。  
よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

次に、議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案に賛成の  
方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。  
よって、議案7号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

次に、議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案に賛成の方の  
挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第9号、江差町名誉町民の決定についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第9号、江差町名誉町民の決定についてでございます。

江差町字■■■■■■■■■■濱谷一治氏、■■■■■■■■■■を、江差町名誉町民として決定したため、江差町表彰条例第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

濱谷氏の功績については追加資料で配付致しました、資料ナンバー19でご説明申し上げます。濱谷氏におかれましては、昭和40年4月1日に江差町職員として採用され、37年間にわたり江差町に奉職され、平成14年8月8日から平成26年8月7日までの、3期12年間にわたり江差町長の職を務め、地方自治の本旨に基づき、町政の振興発展に大きく寄与されたところ です。特に支庁制度改革や財政再建に多大な貢献をされ、卓越した指導力と果敢なる行動力 に対し深甚なる敬意を表するものでございます。また在任中は、檜山広域行政組合理事長、南 部桧山衛生処理組合長、江差町ほか2町学校給食組合長を併任すると共に檜山町村会副会 長として、管内の自治体のまとめ役として尽力したところでございます。このように町政の進行を 発展に特に顕著な功績がありました、濱谷氏を名誉町民として決定したく、ご審議の上議決頂 きますよう、宜しく願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思い ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、江差町名誉町民の決定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員、挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第10号、江差町名誉町民の決定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第10号、江差町名誉町民の決定についてでございます。

江差町字[ ]青坂満氏、[ ]を、江差町名誉町民として決定したため、江差町表彰条例第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

青坂氏の功績については、追加資料で配付致しました資料ナンバー20でご説明申し上げます。青坂氏におかれましては第6回江差追分全国大会で優勝し、その後江差追分会本部、本部会、鷗声会の設立、全国大会の審査員、江差追分会副会長、師匠会会長を務めた事や江差追分会館専任指導員として、江差追分の普及に寄与しました。昭和61年には北前船辰悦丸の日本海大廻航の船頭として、各寄港地で江差追分を披露し、全国に江差追分の魅力を伝えたところでもあります。また、賞罰欄にも記載されておりますが、北海道を始めとする様々な団体から江差追分の普及や保存・伝承等の功績が認められ、数多くの賞の受賞歴もございました。

このように、江差町の宝であります民謡江差追分の振興発展に多大な貢献を残され、郷土の誇りであります青坂氏を名誉町民として決定したく、ご審議の上議決頂きますよう、宜しくお願

い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、江差町名誉町民の決定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第11号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第11号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、先程、議案第9号及び第10号で議決頂きました、名誉町民表彰に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ71万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,745万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、

宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案目次2の7頁をお開き願いたいと思います。

総務費、諸費、町表彰式(名誉町民表彰)でございます。名誉町民のお二方に授与致します記章の作成経費、それと祝賀会の経費を補正するものでございまして、補正額は71万8千円、全額一般財源を充てるものでございます。以上でございますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第1号 教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字■■■■■■■■■■高岡広明氏、■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■高岡広明氏、■■■■■■■■■■を教育委員会委員として任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、起立だね。起立全員でありますので、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第10、発議第1号、江差追分会館条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「小梅議員」。

**「小梅議員」(提案説明)**

当選間もない議員の立場で大変恐縮とは存じますが、議員発議のご提案をさせて頂くことを議員の皆様並びに町理事者の皆様にお許し願いたいと存じます。

提案する発議は、追分会館条例の一部改正の件でございます。私自身も長い年月、江差追分に関わっている立場として発議させて頂くことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

提案の趣旨を申し上げます。追分会館条例について、先の6月議会において、修正動議があり、その後の6月臨時会において、施行日の一部改正が可決されたことは、私も新聞報道を含め情報を入手しております。可決された内容は、パスポート制、1家族年1,000円で、施行日は本年12月1日からというものであります。住民への制度周知や現場における諸準備の期間を設ける必要性から、施行日を7月1日から12月1日に改正されたようではありますが、実施されるのは12月から3月までの4カ月間の期間限定であり、冬期間においては、特に他の施設の閉館期と重なります。また、可決された条例のままであれば、各所管課の対応を含め、整理をしなければならない課題があると考えております。ここで課題には触れませんが、私の提案は、以前の条例のままに一旦戻し、新年度を迎えるまでの間に町と議会における意見を出し合い、協議することが必要だと判断して提案するものでございます。

改正の提案条例は、お手元に配布の通りでございます。宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号、江差町、江差追分会館条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方

の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第11、発議第2号、日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって発議2号については、否決されました。

(議長)

日程第12、発議第3号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認め、よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第13、発議第4号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第4号については、否決されました。

(議長)

日程第14、発議第5号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第15、発議第6号、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第16、発議第7号、「消費税10%」実施に中止を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、発議第7号については、否決されました。

(議長)

日程第17、発議第9号、新幹線を活用した産業振興に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただいま議題となりました、発議第9号につきましては、会議規則第39条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第18、発議第10号、公園の有効活用に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただいまの議題となりました、発議第10号については、会議規則第39条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることと致したいと思います。ご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

以上で本定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第3回江差町議会定例会を閉会致します。大変ご苦勞様です。

閉会10:41